

第 25 回

子供に万引きをさせない連絡協議会

令和 4 年 11 月 28 日 (月)

Web 会議

午後 2 時30分開会

○事務局 お待たせいたしました。定刻になりましたので、これより第25回『子供に万引きをさせない連絡協議会』を始めます。本日はご多用の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は本日、協議会を進行いたします、事務局の沖野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは初めに、協議会開催に当たり、会長よりごあいさつをさせていただきます。非行臨床研究所代表、石橋さま、よろしく願いいたします。

○石橋会長 ご参加の皆さま、こんにちは。本協議会の会長の石橋でございます。開催に先立ちまして、一言あいさつをさせていただきます。

さて、犯罪白書によりますと、少年非行は近年、減少化傾向をたどっております。その非行の内容に目を向けますと、非行全体の窃盗犯の占める割合は50%、うち万引きが46.4%で、従来からこの比率は大きな変動は見られておりません。最近ではネット犯罪や特殊詐欺などが話題になることがありますが、少年非行の中核にあるのは万引きなどの窃盗であり、ここに非行防止対策の必要性が示唆されるところであります。

本日はご出席いただきました皆さまから貴重なご意見をいただき、有意義な時間を過ごしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 石橋会長、ありがとうございました。

それでは、本日の流れ等について私よりご説明いたします。次第の3『報告』では、東京都及び警視庁の取り組みについて、各担当よりご報告いたします。報告に関する質疑応答は3つの報告が全て終了した後で時間を設けます。

次第の4『協議』では、東京都より取り組みについての提案が2点ございますので、1点ずつ協議を行いたいと考えております。

これ以降、議事の進行は会長が行います。それでは石橋会長、よろしく願いいたします。

○石橋会長 それではここから私、石橋が進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

では早速、次第の3『報告』に移ります。まず東京都より、子供の万引き防止に関する都の取り組みにつきましてご報告いただきます。東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部共

生社会担当課長、古嶋さま、お願いいたします。

○共生社会担当課長 東京都生活文化スポーツ局共生社会担当課長の古嶋です。私からは、令和4年度の東京都における子供の万引き防止に関する取り組みについてご報告をさせていただきます。

初めに、万引き防止啓発リーフレットについて内容と実施状況をご説明いたします。都では平成19年度より子供たちの発達段階に応じまして、効果的な万引き防止の啓発を行うために、都内の全小学校の2年生と5年生、また、全中学校の2年生を対象に、毎年リーフレットを作成して配布をしております。皆さまのお手元にも追加でお送りしておりますので、ご参照ください。

昨年、都内の小中学校を対象に実施しました活用状況調査では、発達段階に即しており内容が分かりやすい、書き込み式で活用しやすいといった、内容に対する好意的なご意見や、届くことが指導のきっかけになるといった前向きなご意見を頂きました。一方、指導場面の例や万引きに関する情報など、指導者向けの情報の継続的な提供と併せまして、時代に合わせたデジタル教材の検討を求める声が挙がっております。デジタル教材につきましては検討を進めておりまして、先月、委員の皆さまにはスライド資料の案をご覧いただいておりますが、後ほど協議事項としましてご意見を頂きたいと思っております。

こちらは健全育成音楽劇を見た後にリーフレットを活用した事後学習を受けた児童を対象に、アンケート調査を行った結果です。ご覧のように、直近では9割以上の児童がとても分かりやすかった、分かりやすかったという肯定的な意見でした。来年度はこちらのリーフレット、一部微修正いたしますが、内容としましてはこのまま作成して配布をしていきます。

続きまして、健全育成音楽劇についてご報告をいたします。初めに概要についてご説明をいたします。万引きをテーマとしました声楽団体による音楽劇を上演することで、児童と保護者、地域住民などが万引きについて考えて、「万引きをしない、させない、見逃さない」という機運を醸成する機会としております。

事業は平成20年度から実施しておりまして、令和元年度からは都内の全小学校を対象に募集して、毎年4校で公演を実施しております。今年度はこちらのスライドに記載の4校で実施をしておりまして、直接参観した学年とリモート参観した学年、保護者などを合わせて合計で約1,450名が観劇をしております。

今年度は報道発表にも力を入れておりました、各種メディアでも取り上げていただくことができました。資料一番下に記載の産経新聞では、地域面の一面で大きく取り上げていただいております。こちらはTOKYO MXテレビの東京インフォメーションという番組で放送された内容になります。こちらは映像がありますので、ご覧いただきたいと思っております。

<映像視聴>

- 共生社会担当課長 動画の中で子供のインタビューにありましたとおり、子供たちが音楽劇を通して万引き防止について学んでおります。こちらは日本教育新聞のウェブ版有料記事です。日本教育新聞では紙面とウェブ版の両方に掲載されています。

音楽劇実施後には、先ほどの万引き防止啓発リーフレットを活用した学習を行っています。授業内では写真のように実際に友だちなどから万引きに誘われた場面を想定したロールプレイングを行ったり、生徒自身が考えたことをグループでディスカッションしたりと、断り方を意識した学習が行われています。また、左下の写真のように、地域商店街の会長による講話を行った学校もあります。

昨年度の修正によりまして、小学校低学年用リーフレットにも自分の考えを書く欄ができたことで、児童は自由に意見を書くことができるようになりました。

こちらは高学年用のリーフレットです。ご覧の写真の吹き出しのように、児童が自分で考えた意見を出し合って、断り方を意識した学習が行われています。

最後に、万引き防止標語についてご説明をいたします。万引き防止標語は令和2年度より作成しておりました、令和3年度も健全育成音楽劇を実施した4校の児童に作成してもらっています。その中から各校2作品ずつ、合計8作品を委員の皆さまの審査で選出をさせていただきまして、掲示用のスイングポップを作成しています。このポップは今年の春にも実施校近隣の商店街に配布して掲示をしていただきました。

こちらが台東区と板橋区での活用状況です。商品付近の掲示や写真のように店舗外に掲示するなど、店舗ごとに工夫して掲示していただいております。ポップを見たことで、児童や保護者、地域住民の方々が万引き防止について話すきっかけとなって、地域での万引き防止の啓発につながっています。今年度作成する標語の啓発物については、新しいものを検討しておりますので、この後、協議事項として皆さまにご提案して、ご意見を頂ければと思っております。

子供の万引き防止に関する都の取り組みについて、私からの報告は以上になります。

○石橋会長 古嶋課長、ありがとうございました。

続きまして、警視庁より東京都内における少年非行の状況につきましてご報告いただきます。警視庁生活安全部少年育成課少年育成担当管理官、藤木さま、お願いいたします。

○少年育成担当管理官 警視庁少年育成課の藤木です。よろしくをお願いいたします。

皆さま方におかれましては、日頃から警察業務とりわけ少年の健全育成に関しまして、多大なるご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。この場をお借りいたしまして深く御礼申し上げます。

さて私からは、東京都内における少年による万引きの発生状況とその対策についてお話をさせていただきます。まず、10年前と比べますと、万引きにより検挙・補導された少年は平成24年には3,195人であったところ、昨年は1,035人でありましたので、67.6%の減少です。ここまで減少できたものも、ひとえに関係機関の皆さまのご理解とご協力の下、進めてまいりました広報・啓発活動や非行防止教室の効果があったからだと感謝しております。

それでは、刑法犯少年の検挙・補導人員の推移からご説明いたします。昨年、令和3年に都内で刑法犯少年の検挙・補導された少年は2,925人で、そのうち窃盗犯として検挙・補導された少年は1,552人です。その1,552人のうち1,035人、約67%が万引きで検挙・補導されています。なお、令和2年と比べますと、刑法犯少年として検挙・補導された少年はマイナス229人で減少しているものの、万引きで検挙・補導された少年はプラス4名と微増しており、万引きが占める割合は高い水準で推移しております。

次に、万引きによる検挙・補導人員の1,035人の学校種別を見ますと、小学生による万引きは424人と全体の約41%を占めており、次いで高校生が244人で23.6%、中学生が180人で17.4%となっています。前年と比較しますと、小学生がプラス75人で21.5%の増加です。この数字からも小学生に対する規範意識の向上・対策が重要であると考えており、万引きは非行の入り口となることから、善悪の判断が未熟な低年齢のうちから効果的で印象に残るような非行防止教室や、各種広報・啓発活動を推進しています。

そこで、当課の取り組みを2つご紹介させていただきます。コロナ禍により非接触型が求められるなど、非行防止教室等の活動にも工夫を凝らす必要がある中、本年11月20日に当庁と一般社団法人東京母の会連合会が開催する「親と子の警察展」において、小学生の万引き

防止オンラインイベントを実施いたしました。内容は「あつまれ！ 万引きなに？ なぜ？ 探検隊」と題しまして、小学生低学年を対象に万引き防止を分かりやすく学べる構成となっています。この内容は本年12月25日までインターネット上で動画を公開しておりますので、ご家庭、学校などで楽しみながら見ていただければ幸いです。

また、来月12月10日から18日までの間、少年の非行防止啓発ポスター展を警察博物館にて東京都と共催で開催いたします。そこにおいても小学生低学年の部では、テーマを万引き防止として設定し、都内の児童生徒に応募をいただいたポスター作品が展示されますので、併せてご覧いただければと思います。

最後になりますが、万引きの他にも憂慮すべき課題が山積みしております。令和3年に特殊詐欺で検挙された少年は130人と前年比プラス14人増加しております。また、大麻取締法違反で検挙された少年は170人で、前年比プラス62人と大幅に増加しており、平成25年から9年連続の増加です。さらに、SNSをきっかけとして、新宿の歌舞伎町の通称トー横と呼ばれる周辺に居場所を求めて多数の少年が集まり、飲酒、喫煙、家出、市販薬の過剰摂取、自傷行為、パパ活、ホテルでの不正宿泊などのさまざまな問題を起こしていることや、成人等からの性被害に遭うなどの状況もありますので、こちらも非常に憂慮すべきものとして各種対策を推進しております。

以上、当課からのご報告になります。今後も危機感を持って各種対策、検挙・補導に努めてまいりますので、引き続きご協力のほど、よろしく願いいたします。以上です。

○石橋会長 藤木さま、ありがとうございました。

続きまして、子供の非行防止・健全育成に関連している万引き防止対策以外の取り組みとして、若者を加害者にさせない都の取り組みにつきまして、東京都よりご報告いただきます。

東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部治安対策課課長代理、横田さま。お願いいたします。

○治安対策担当課長代理 生活文化スポーツ局都民安全推進部治安対策課の横田と申します。よろしく申し上げます。私からは治安対策課で実施している若者を加害者にさせない都の取り組みを紹介いたします。

治安対策課は主に3つの事業を行っております。特殊詐欺対策などを行う身近な犯罪の防止対策、外国人不法就労や滞在支援対策を行う事業、そして暴力団排除対策です。本日はそ

の中で特殊詐欺加害防止対策として、今年度から始めたターゲティング広告による警告と特設サイトによる啓発、そして暴力団排除対策として、青少年に実施している実演式講話について紹介いたします。

それではまず、特殊詐欺加害防止対策から説明いたします。特殊詐欺について、令和3年は3,319件、約66億2,000万円と非常に多くの被害が発生しております。そして、検挙された人の7割以上が10代、20代以下の若い世代の人たちです。特殊詐欺にはさまざまな役割の人が関わっていますが、現金やキャッシュカードを現場で直接被害者から騙し取る役や、現金の引き下ろしを担う受け子や出し子として犯罪に関わっている若者が多くおります。

東京都では、こうした犯罪に若者が関わることを防止するために、今年9月から受け子や出し子など、特殊詐欺に関連するワードの検索者に対し、集中的な広報を展開する、いわゆる闇バイトへの応募を思いとどまらせる特殊詐欺加害防止に向けたターゲティング広告による広報を始めました。

特殊詐欺犯罪における受け子や出し子はインターネット上の闇バイト関連のサイトやSNSにおいて募集されており、犯行に加担する者の多くがサイト上から応募するなど、特殊詐欺犯罪の温床となっております。

そこで、インターネット上での行動特性を捉えるリスティング広告の技術を活用し、受け子や出し子などのいわゆる闇バイトへの応募を思いとどまらせることを目的に、ターゲティング広告を行うこととしました。こちらの取り組みは全国で初となります。

ターゲティング広告の仕組みは資料に記載のとおりです。おおむね15歳から39歳の若者がYahoo!、Google、Twitter、Instagramで特殊詐欺に関連するワードを検索すると、3種類のいずれかがターゲティング広告として表示されます。そして、広告をクリックすると、特殊詐欺加害防止啓発サイトに誘導されます。それでは、ここで1つの警告動画を紹介させていただきます。ご覧ください。

<映像視聴>

○治安対策担当課長代理　こういった広告が全部で3種類あり、検索すると表示されるようになっています。そして、広告をクリックして誘導される啓発サイトでは、特殊詐欺の用語解説や相談、支援機関を紹介しております。また、資料の右下のほうに掲載しておりますが、AIチャットボット機能を活用した相談システムを構築しており、問題の解決につながる相談

先を案内できるようにもなっております。

また、サイトの中には若者に人気な著名人による啓発動画も閲覧できるようになっております。こちらの特設サイトは資料に掲載されているQRコードからも直接見ることができますので、ぜひご覧ください。

続きまして、暴力団排除対策として実施している実演式講話について紹介いたします。東京都では社会全体で暴力団排除機運を高めるためのキャンペーンを実施するなど、区市町村や警視庁等と連携した広報啓発活動を行っております。その中で青少年を対象に実施しているのが暴力団排除に係る実演式講話となります。

都内の中学校、高校でプロの劇団による迫真の演技を通じて、暴力団組合への対処要領を教示するとともに、暴力団の実態を伝えています。今年度は薬物編と特殊詐欺受け子編の2部構成での実演となっております。社会問題となり、暴力団などの犯罪組織が背後にある犯罪である薬物犯罪と特殊詐欺をテーマに、青少年に対し演劇を通じてその危険性や実態を分かりやすく伝えております。

学校からの申し込みを受けて劇団を派遣することになりますが、こちらに関しては既に今年度の申し込み数が予定の上限に達しているほど大変ニーズのある、評判がある講話となっております。

以上が治安対策課の若者を加害者にさせない取り組みとなっております。ターゲティング広告や特設サイト、実演式講話を通じて少しでも多くの若者が加害者にならないよう、引き続き啓発活動を実施してまいります。ありがとうございました。

○石橋会長 横田課長代理、ありがとうございました。

以上、3件の報告がありましたが、ここまでの内容について各委員からご意見、ご質問等はございますでしょうか。

それでは、こちらから指名をさせていただき、ご意見いただきたいと思います。まずはPTA関係の方が公立と私立で4名ほど出席をされているようですがけれども、PTAのお立場から、ご意見、若しくはご質問等をいただきたいと思います。

まず、東京私立初等学校父母の会連合会会長の池田さま、いかがでしょうか。

○池田委員 はい。池田です。こんにちは。お世話になっております。

今拝見しておりますして、非常に効果が出ているということ、これは非常に喜ばしいことだ

と思っております。周りの皆さんの目もあるのかもしれませんが、先ほど商店街で取り組みの中でポップみたいなものがありましたけども、ポップですと風とか耐久性にも欠けるので、商店街もそうですし、いろんな組織とこう手をつないでステッカーみたいな形でもいいのかなど。お店の前に張っておくとか、長持ちする用のですね。標語は新しいものでなくてもいいと思いますし、ちょっとそういうものも考えていただいて、毎回作るのではなくて何年かは使えるような。内容的には同じことですので、それを繰り返し皆さんが見ていくことも大切なのかなというふうに感じました。ありがとうございます。

○石橋会長 どうもありがとうございました。それでは、もうお一方。中学校のほうからですね。東京都公立中学校PTA協議会総務理事の小紫さま、いかがでしょうか。

○小紫委員（代理） はい。小紫です。よろしく願いいたします。

この辺の結果を初めて聞かせていただいて、万引きは小学生が増加していたりとか、いろいろとあるんだなどお話を伺いしまして思いました。でも基本的には子供の犯罪が減少しているということ、数字を見て痛感させていただいております。

先ほど池田さんもお話しされたように、ポップは外れやすいというのがありますが、色々なところに啓発物があれば、子供だけでなく大人を含めて啓発にもなるのかなと思ひまして、見させていただきました。万引き以外では、先ほど携帯での啓発について紹介がありましたが、サイトでいろんなところにアクセスした時に啓発の広告が出てきて犯罪防止になるものがある、というのは良いです。今、中学生はスマホをよく見ますので、必要なサイト以外で子供たちの啓発になっているのは一番いいことかなと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○石橋会長 どうもありがとうございました。

あとお一方お願いしたいのですが、全国万引犯罪防止機構事務局長の光眞さま、いかがでしょうか。

○光眞委員 はい。全国万引犯罪防止機構の光眞です。

先ほどいろんな資料等を見せていただきまして、この間の、少年による万引き犯罪というか、犯罪全体が非常に減ってきているというのは、大変喜ばしいことだと思っております。

委員の先生方にもお送りして、ご覧いただいたと思いますが、私どもも日本宝くじ協会の

助成金を頂いて、壁新聞と称するポスターと、それから保護者向けの冊子を全国に発行させていただいております。また、私どもの会報で「万防時報」という冊子を発行しております。もうご覧になったかと思うのですが、まず犯罪情勢について小学生、中学生の万引き犯罪の状況はどうかということで、こちら（「万防時報」の記事）の上の青い線が中学生の減少です。横の黄土色の線が小学生で、いわば横ばいの状態であります。私どもは2020年までの統計を表で示しております。これは警察庁が出している全国統計資料に少し手書きで2021年の数を付け加えておりますが、さらに中学生は減ってきており、小学生は横ばい、という状況です。

先ほど申し上げた中で私どもが一番力を入れているのは、中学生に対する万引き防止です。私どももそれほど体制もございませんし、予算上の問題もありますので、考え方とすれば、中学生で物事が分かるようになった頃にしっかり規範意識を植え付けるのが上策だろうというふうに思っております。小学生は、今、相対的に増えているということになるわけですが、しかるべき時期にというふうに思っています。

また、犯罪が非常に減ってきていることは結構なことですが、やはり規範意識の問題になってくると、基本的なことだから、継続してやるべき事業だろう、ということで私どもは、宝くじ協会には、事業を継続することを申請させていただいております。私どもの活動が、いささかなりとも、こういう少年犯罪の減少に貢献できたとすれば幸いというふうに思っているところであります。

あと、ちょっと質問的なものも含めてですが、東京都さんは万引き防止の標語をはじめ、いろいろなアイデアを使っており、これは私どもの会報でも、全国の警察も含めて、紹介をさせていただいております。ただ、デザインの利用がどうなのかな、とちょっと気になっておまして、例えば標語とか、あるいはそのポップみたいなものも、東京都の施策になっているのですが、私どもでもこれをまた使わせていただける機会があれば、よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

○石橋会長 どうもありがとうございました。ただ今のデザインの利用については、東京都から何かございますか。

○共生社会担当課長 東京都の古嶋です。貴重なご意見ありがとうございます。

今、万引き防止機構の光眞事務局長と、父母の会連合会の池田会長から、スイングポップの今後の利用の仕方というお話を頂きましたが、まさに、この後ご提案させていただくとこ

ろです。ポップは都内の店舗等で掲示させていただいておりますが、もう少し使い勝手のいいものを検討してほしい、というお話が以前からありましたので、先ほど池田会長からもご提案がありましたが、ステッカーのようなものを検討しております。この後、協議事項として皆さまのご意見を頂きたいと思っています。

また、今、光真事務局長からもお話しいただきました、標語のイメージ、内容、デザイン等をいろいろなところで展開していく、ということについては、我々それほど制限をかけてはおりませんので、もしそういったご希望があれば、他のところでぜひご活用いただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○光真委員 ありがとうございます。

○石橋会長 ありがとうございます。ただ今の報告について、私が感じたことを少しお伝えしたいと思います。冒頭でもお話ししましたように、非行は減少化傾向にありますが、非行の発生する場所が、いわゆるリアルの対面できる部分からサイバー空間に移動しつつあるのか。これは、確証はありませんけれども。サイバー犯罪のなかでも特に子供の場合は被害になるようなケースが増えているので、その取り組みも必要ではないかな、というふうなことも感じていました。したがって、先ほど3番目の報告にありました、万引き以外の都の取り組みというようなことで、ぜひやはりニーズがある問題ですので、今後とも取り組みをお願いしたい、というふうに思っております。

それでは続きまして、次第の4『協議』に移りたいと思います。『協議』1の万引き防止啓発リーフレット補助資料につきましては、事務局から委員の皆さまに事前にご意見を頂いておりますが、改めて事務局から素案についての説明をいたします。お願いいたします。

○事務局 事務局の篠崎です。本件につきましては私からご説明いたします。

都は、学校においてリーフレットをさらに活用していただくため、スライド資料を作成し、配布することを検討しております。配布を予定しているスライド資料はご覧のようなものとなっております。こちらは一部抜粋しておりますが、後ほどスライド資料全体をご紹介します。

本件に関してご意見いただきたい内容は、補助資料としてデジタルスライド資料を作成することについてと、作成する資料の内容についての2点でございます。都は令和2年度以降、指導者向けの資料として、活用の手引きや発達段階に応じた指導案を作成し、リーフレット

とともに各学校へ配布し、学校での活用を促すようにしてきました。近年では特に中学校から現在の教育環境に合わせたデジタル教材の検討を求める声が上がっています。

この背景には、生徒の1人1台端末が全都的に配備され、さまざまな場面で活用する学校が増えたこと、教材自体が手元になくても、いつでもどこでも活用できることが重要という考えの教員が増えたことが関係していると考えられます。そこで、都は啓発リーフレットを授業等でさらに積極的に活用していただくため、デジタル化を検討することとしました。

デジタル版の検討に当たり、活用のしやすさを考え、まずは教育現場において多く使用されているパワーポイントのスライド資料として作成し、配布することとしました。また、現行のリーフレットの良さを引き継ぐことが大切であると考え、問題を解きながら知識の定着や技術の向上を図ることができるような内容とし、生徒が書き込めるスペースを設けたワークブック形式にすることにしました。これらを踏まえ、出来上がった案をお見せします。

<補助資料投影>

短時間で活用しやすいように、知識のインプットに関する内容を前編、アウトプットに関する内容を後編としています。クリックすると答えが出てくるので、答えを知らない先生方でもスムーズに取り組めるように作成しております。

昨年の協議会でご意見いただいたこの辺りの部分についても丁寧に扱っていただけるようにしました。また、現行のリーフレットの良さを引き継ぐよう、クイズ形式の部分はそのまま残しております。

ここから後編です。リーフレットに沿った内容となっております。また、考え方という部分に関しましては、元のリーフレットには書かれておりませんが、スライド資料に表示するようにしました。それぞれのページでこのように生徒自身が自分の考えを書けるスペースも設けております。また、リーフレットで紹介している相談先はこちらでも紹介するようにしております。

こちらの「振り返ろう」のページですが、元にリーフレットには振り返るページはございません。スライド資料で最後にこういったページを設けることで、振り返りをすることもできます、といった指導方法の案を示しております。このページも、クリックしていくと答えが出てくるような形となっております。

以上でございます。

○石橋会長 篠崎課長代理、ありがとうございました。ただ今、事務局から2点ほど。1つは補助資料としてデジタルスライド資料を作成すること。そして、もう1点が作成する資料の内容について、ご出席の委員の皆さまのご意見を頂戴したいという話がありました。事前にご回答いただいた内容以外でご意見などをお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 では、私から事前に頂戴したご意見に対し、少し補足説明をさせていただきます。

まず、資料に関しましては、ご意見いただいた委員の皆さま方から、とてもよくできている、と好評でした。資料の内容に関しまして、法律用語等の漢字表記が多いということで、読み仮名を振ったほうがよいのではないかというご意見いただきました。こちらに関しましては、現行のリーフレットと同様にしたいと考えております。読み仮名が付いている状態で皆さまに配布できるよう、事務局で対応させていただきます。

また、指導される先生の力量によっては差が出そうだというご意見も頂戴しております。ありがたいご意見でして、おっしゃるとおり、スライド資料を普段の授業等で利用する先生とそうでない先生とでは、差が出るのが想定されます。今回事務局が作成したスライドは、あくまでもデジタル資料の第一歩として提供する補助資料ですので、必ずしも使わなければならないというわけではない、ということがうまく伝わるように、利用の仕方について説明していけたら、と考えております。

以上でございます。

○石橋会長 ありがとうございました。それでは特段意見がないようですので、次の協議事項に移りたいと思います。

続きまして、協議の2、万引き防止標語を活用した啓発物について、事務局から説明いたします。お願いいたします。

○事務局 それではこちら、事務局篠崎から再びご説明いたします。

都はご覧のとおり、令和2年度から万引き防止標語事業を実施してまいりました。これまで標語を活用した啓発物として、店舗の商品棚に掲示するスイングポップを作成し、配布しておりましたが、今年度はステッカーシール及びポスターの作成を検討しております。

配布を予定している啓発物はご覧のとおり、左からA2サイズのポスターとA3縦-halfサイズの短冊ポスター、それから、縦およそ14センチ、横およそ9センチの大きさのステッカーシールの3種類です。A2サイズのポスターには優秀作品として選ばれた標語8作品の全てを

掲載しますが、その他の啓発物については、大きさの関係で一部の優秀作品を掲載することにしました。短冊ポスターは全部で2種類作成し、1種類につき2校分、つまり、4作品を掲載します。ステッカーシールは全部で8種類作成し、1種類につき1作品ずつ掲載します。

本件に関してご意見いただきたい内容は、啓発物としてこれまで作成していたスイングポップを廃止し、ポスター及びステッカーシールを作成・配布することについてと、作成する啓発物の案についての2点でございます。

都では令和2～3年度、商品棚に掲示するためのスイングポップを作成し、標語を作成した学校の近隣にある店舗へ配布しておりましたが、活用状況を確認したところ、商品棚だけでなく、レジ周辺や店先、商店街の掲示板等、他の場所にも掲示されておりました。

この理由として、店舗の担当者からは、商品棚へ掲示することで利用客を万引き予備軍と捉えているように思われてしまうことが懸念される、といったご意見や、地域の集会所や掲示板へ掲示することで、より多くの方に見ていただける、といったご意見を頂戴しました。

そこで都は、広く地域住民等へ訴求することができるよう、汎用性が高い啓発物への変更を検討することとしました。啓発物の検討に当たり、地域の掲示板や集会所等の屋内外問わず広さがある場所への掲示用として、A2及びA3縦ハーフの大きさのポスターを作成することとしました。また、店舗のレジ周辺等、主に屋内の狭い場所への掲示用として、縦およそ14センチ、横およそ9センチの大きさのステッカーシールを作成することとしました。

これまでのスイングポップとは異なる部分をまとめますと、大きく2点となります。1点は3種類の大きさの啓発物にすることで、汎用性が高くなることです。もう一点は万引きをしないよう店舗利用客等へ直接的に訴求するのではなく、万引きを許さない地域をつくりたいと広く地域住民へ間接的に訴求することです。

特に後者については、啓発物に優秀作品と入れたり、万引きによる影響について学習した都内の小学生が地域の皆さんに伝えたい思いを標語に込めたと入れたりすることで、地域の方に見ていただきたい啓発物であることを強調しました。

説明は以上です。

○石橋会長 ありがとうございます。

事務局より、啓発物としてこれまで作成していたスイングポップを廃止し、ポスター及びステッカーシールを作成・配布すること、そして作成する配布物の案について委員の皆さま

のご意見を頂戴したいと話がありました。

この件についてご意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。よろしく申し上げます。

○池田委員 東京私立初等学校父母の会連合会でございます。先ほど私が言いかけたのと似たようなそのままの案が出てきたので、びっくりしました。非常にいいことだと思うのですが、標語の告知みたいな感じになっていて、万引きをさせないというちょっと内容にどう、うまくつながるかなど。標語展の何か発表会みたいになっている気がしないでもないですね。

せっかくいい標語なので、コンクールの発表や、優秀作品とかそういうことではない内容のほうがいいような気がするんですけども、あくまで私の意見です。

○石橋会長 貴重なご意見ありがとうございました。ほかにはご意見はいかがでしょうか。東京都小学校PTA協議会の会長、岡部さま、よろしく願いいたします。

○岡部委員 そうですね。今挙げたご意見とちょっと近いですけど、恐らくスイングポップだと、いわゆる使う場所がお店に限定されるのかなということがあって、ある程度その大きさのバリエーションをそろえた掲示物的なものにして、多くの場所に出していこう、という試みだと思います。それに関してはすごくいいと思うのですが、やっぱり先ほどの方のご意見と同じで、「駄目、絶対」、万引きはやめよう、みたいなポスターっていうわけじゃないので、あくまでもその標語を前面に出したものっていうことになると、何か万引きの標語なのね、ということは伝わるとは思うのですが、やっぱり万引き自体の抑制というか、防止というか、それにどのぐらいつながるのかな、と思いました。もちろん今はこれからやることなので、見えなくていいとは思いますが、その効果がどのぐらいあるのかなっていうことに関しては、ちょっと気になるかなというぐらいです。

意見なので、よろしく申し上げます。

○石橋会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

○西沢委員（代理） 東京都商店街振興組合連合会の西沢と申します。万引きを許さない地域をつくりたいという思いは非常に伝わってくるのですが、万引きをしようとする小中学生をどこでストップするかと考えると、やはり店頭における単独の万引き標語で、万引きは駄目ですよ、という標語が子供たちの目に入る位置にあった方がいいのかな、と感じております。

また、ポスターに優秀作品を羅列して貼ったとしても、結局どこまで地域の皆さんがその標語を読むのか、視認性の問題がありますので、先ほどお話があったとおり、1つに絞り込

んで、万引き駄目ですよってというのが地域の皆さんにしっかり伝わるような、そういうポスターの方がいいのではないかと、という気がしております。

あと、ちょっと思ったのですが、スイングポップについて、われわれ商店街の方でも協力していろいろとお話させていただいて、商店の方で掲示するように協力しているのですが、この標語を学校近隣の店舗のみに限定してしまうのはちょっともったいないなど。例えば、その区内のその小学校を知っているような皆さんが、若しくはその小学校を知っているような商店さんがみんな協力してステッカーシールを掲示できないかと。もっと幅広くこのステッカーを活用した方がいいのではないかと、という気がいたしました。私からは以上です。

○石橋会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

皆さま、ご意見をありがとうございました。おおむね委員の皆さまからのご意見が出そろったのではないかと思います。事務局よりご意見などはございますか。

○共生社会担当課長 東京都の古嶋です。

皆さん、大変貴重なご意見ありがとうございます。私のほうから補足をさせていただきますと、先ほど篠崎からの説明にもありましたように、もともとスイングポップを作成して、皆さんにお願いして、基本的に商店街の中の特にその商品が置いてある棚やレジのところに掲示していただき、直接的な万引き防止を目的として利用していくということで、配布をしておりました。もちろん、利用していただいている所は利用していただいておりますが、一方で店内にそういうものを掲示することに、抵抗を示される店舗が思ったよりも多かったので、そこをどうするかというのが一番の課題で、今回変更しようと考えた一番の理由です。理由の1番目に書いてありますとおり、利用客を万引き予備軍と捉えられているように思われてしまうことが懸念されるというご意見が、そこそこ多くありました。

棚以外のいろいろな所に掲示していた店舗からは、お店の中に掲示するのに抵抗があるためだ、というご意見があります。

我々もいろいろ考えまして、店以外のところで掲示するのであれば、周囲への啓発により重点を置いて、地域全体で啓発をしていくような方向性にしたらどうか、というところで、このような形で検討をしておりました。一方で今ご出席の皆様からご意見いただいたとおり、もう少し直接的なものにしないと、なかなか刺さらないのではないかと、思いました。

その辺を踏まえまして、もし今お時間があれば、標語を今後どのような形で活用していく

かについて、ほかの方のご意見もさらにお伺いできればと思います。いかがでしょうか。

○石橋会長 多少まだ時間に余裕がありますので、万引き防止標語を活用した啓発についてという協議内容について、まだご意見があれば頂戴したいと思います。

それでは、こちらのほうから指名をさせていただきます。せっかくご出席いただいていますので、東京弁護士会の高井さま、いかがでしょうか。

○高井委員 はい。高井でございます。

万引きの標語とすると、その目的は何か、というところを今考えていました。

本屋さんなどでは、万引きは見つけ次第全て通報します、というようなものが結構出ていたりするかと思うので、そういう直接的なものがあつた時に、今画面に出されている、大事な人が悲しむよ、というような表現は、どの程度効果があるのか、気になりました。

あと、ステッカーシールというご提案ですが、ステッカーというのがなかなか使いにくいのかなという気もしたので、その辺りは皆さんのご意見を聞きたいかなと思ったところです。以上です。

○石橋会長 ありがとうございます。ほかにご意見いかがでしょうか。学校の先生という立場でちょっと伺いたいのですが、東京都教育長指導部指導企画課の海馬澤さん。

○海馬澤委員（代理） はい。海馬澤でございます。本日は急きょ、担当の主任指導主事の代理で出席させていただきました。特段意見はございませんが、本日の協議を踏まえ、課で共有して、検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○石橋会長 どうもありがとうございます。もうお一方、東京都私立中学校高等学校父母の会中央連合会の事務局であります、溝口さま、いかがでしょうか。

○溝口委員（代理） はい。溝口でございます。私も代理で、事務局の立場で出させていただきます。特にサイズ感などは異論ございません。いろんな種類があるのでいいかなというふうに思いました。池田さんをはじめ、他の方々もおっしゃっていたとおり、ご懸念はごもっともかと思えます。また私も持ち帰って役員等々に意見を求め、何かありましたら、また追加でご案内させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○石橋会長 ありがとうございます。

それではもうお一方。東京防犯協会連合会専務理事の爪坂さま、いかがでしょうか。

○爪坂委員 東京防犯協会連合会の爪坂でございます。我々のところは家庭と防犯という冊子

を作っております。子供さんに特化したポスターを地域に広げていく、ということですが、やっぱり万引き全体で見ると、子供さんだけに限らず高齢者も全ての者に関わってくるといふことになります。ぱっとして、万引きは駄目なんだよっていうものをしっかり整理をして、それで地域に広げるのであれば、われわれも広報はしていきますけれども、年齢にかかわらず全体として抑えていく必要があるのかなと。

あと、標語については、やはり標語を張り付けるよりは、そこは優秀作品ということで、作成した方たちが真剣にいろいろ考えてくれたことについて、何かの形で、こういう標語の優秀作品が出ました、ということを広報するなり、PRをしていくなど、何か違った種類分けをしたほうがいいのではないかと考えております。以上でございます。

○石橋会長 ご意見ありがとうございました。おおむね委員の皆さまからのご意見は出そろったのではないかと思います。事務局よりご意見などはございますか。

○事務局 はい。事務局篠崎でございます。皆さま、ご意見いただきありがとうございます。さまざまいただいたご意見を参考に、今後はどういった方向にするのか、というのを当課に持ち帰り、再度検討させていただきます。引き続きご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○石橋会長 ありがとうございます。

続きまして、次第の5『連絡』に移ります。特に委員の皆さま方からの連絡はないということで、事務局からの連絡をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、私のほうから連絡事項をさせていただきます。

11月18日に事務連絡にて委員の皆さまに万引き防止標語の作品の審査についてご協力をお願いしております。既にご回答いただいている方もいらっしゃいますが、審査方法に関し、改めて注意点を説明させていただきます。

審査に当たっては、テーマ、理解度、想い、印象という4つの評価の視点を基に、万引きが起きない地域づくりに向け、啓発効果が高い作品を優秀作品としてご選出いただくようお願いしております。優秀作品は、学校ごとに2作品としておりまして、ただし、低学年、高学年からいずれからも応募があった学校においては、低学年から1作品、高学年から1作品を優秀作品としますので、審査用紙の投票方法にご注意いただきながら、審査点を1点ずつ加点していただきたいと考えております。それは審査用紙の右側に投票方法という欄がご

ざいまして、こちらに学年が高学年、低学年とまたがる場合に関しましては、画面に表示しておりますようにこの中から1作品に投票してくださいといった説明が記載されておりますので、よくご確認いただいて、投票をお願いいたします。

こちらは回答期限を11月30日とさせていただきます。これからご回答いただく委員の皆さまにおかれましては、ご多用のところ大変恐縮ですが、期日までにご回答いただきますようお願いいたします。

優秀作品の決定は12月下旬を予定しております。事務局からの連絡は以上でございます。

○石橋会長 ありがとうございます。それでは改めて全体を通して何かご意見等おもちの委員がいらっしゃればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にないようですので、本日の議題は以上でございます。それでは進行を事務局にお戻しいたします。

○事務局 石橋会長、ありがとうございます。

さて、本協議会において会長を務めていただいております石橋会長ですが、このたび本年11月をもちまして任期満了となり、ご退任されることとなりました。石橋会長におかれましては、平成30年12月1日から学識経験者委員としてご尽力いただき、誠にありがとうございました。任期は本年11月30日までとなっておりますが、任期内の協議会は本日が最後ですので、ご退任に当たりまして一言頂戴いただければと存じます。石橋会長、お願いいたします。

○石橋会長 はい。ありがとうございます。それでは退任に当たりまして、一言あいさつをさせていただきます。

この会議体は1年に1回の頻度ではありましたが、ご参加いただいた委員の方々から貴重なご意見、また、万引き防止対策への取り組みをご発表いただきましたことについて、まずは御礼申し上げます。冒頭のあいさつでも触れたところですが、万引き防止対策は時代の変化に応じながらも恒常的に取り組む必要のあるものと認識をしております。

そして、その取り組みに当たりましては、いわゆるエビデンス、根拠となるものです。エビデンスとなるものの確認をしていただきながら効果的に進めていくことが近年の社会的な要請ではないかと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今後の本協議会の発展を祈念いたしまして、退任のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局 石橋会長、長きにわたりご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。

次回の協議会は来年令和5年11月ごろの開催を予定しております。

以上をもちまして、第25回『子供に万引きをさせない連絡協議会』を終了いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

午後3時45分閉会